

今年8月から

# 介護保険制度が変わります

高齢になり、介護が必要になっても安心して生活できるように、社会全体で支えあう仕組みの介護保険制度。高齢化が進む中、今後も安定した制度維持のため、利用者負担額などが変更になります。



## 食費・居住費の軽減要件

低所得者の軽減要件に、預貯金などの資産、世帯が分かれている配偶者の所得も追加されます。

## 多床室の居住費負担限度額

特別養護老人ホームの多床室（相部屋）に入所する課税世帯などの人は、居住費の基準費用額が370円から840円に変わります。

## 4月から変わっています

※特別養護老人ホームへの新規入所は、原則として要介護3以上の人に限定されました。（要介護1・2の人でも、やむを得ない事情により、特例として入所が認められる場合があります。）  
※今年4月から、多床室の基準費用額が変わりました。これに伴い、非課税世帯の人の負担限度額も、320円から370円になりました。

詳しくは、高齢者介護課☎(42)4261へお問い合わせください。

## 利用者負担割合

合計所得金額が160万円（単身で年金収入のみの場合280万円）以上の方が介護サービスを受けたときの負担が2割になります。  
※世帯内の65歳以上の人の所得が低い場合などは、1割になることがあります。

## 高額介護サービス費の限度額

介護サービスの利用者負担が高額になった場合、月々の負担限度額が一部変わります。

高額介護（予防）サービス費限度額	
7月までの限度額	8月からの限度額
市民税課税世帯 37,200円(世帯)	現役並み所得 44,400円(世帯) 一般世帯 37,200円(世帯)
市民税非課税世帯 24,600円(世帯)	現行どおり
公的年金等収入額と合計所得金額が80万円以下の方 24,600円(世帯) 15,000円(個人)	
生活保護受給者 15,000円(個人)	

# 今年10月から通知カードが届きます。

ご存知ですか？  
マイナンバー制度



マイナンバーキャラクター・  
マイナちゃん

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が公布され、今年10月から1人ひとりマイナンバー（個人番号）が通知されます。平成28年1月から法律で定められた手続きで利用が始まります。

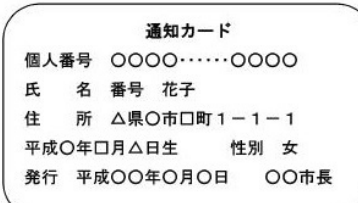
## マイナンバーで手続き簡素化

マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）は住民票を有する全ての方に1人1つの番号を付して、複数の行政機関等にある同じ人の情報を正確で効率的に照合するため活用されるものです。これにより、手続きの簡素化や給付・負担の公平性の確保が期待できます。範囲は、法律に規定されている社会保障、税、災害対策の分野です。

## 個人情報は適切に保護

マイナンバー制度の導入後も個人情報はこれまでと同様に各行政機関等が保有し、利用範囲の中で必要と認められる場合に限り情報の照会・提供を行う「分散管理」の手法がとられます。特定の機関に集約されることはありません。また第三者で構成する「特定個人情報保護委員会」が取り扱いを監視・監督し、マイナンバーを利用する事務ごとにプライバシーへの影響評価の実施の義務付け、罰則の強化などの保護措置が実施されます。

## 通知カードは大切に保管を



10月から届く「通知カード」（イメージですので、実物とは記載内容等が異なることがあります。）

今年10月以降、すべての方の住民票の住所に「通知カード」が届きます。これは、割り振られたマイナンバーをお知らせする紙製のカードで、氏名、住所、生年月日、性別、12桁の個人番号（マイナンバー）が記載されています。顔写真は掲載されません。確実にお受け取りいただくため、今のお住まいと住民票の住所が異なる方

は、住所変更の手続きをお願いします。届いた通知カードは、紛失しないように大切に保管してください。紛失した場合、再交付を受けるには、手数料が必要となる予定です。

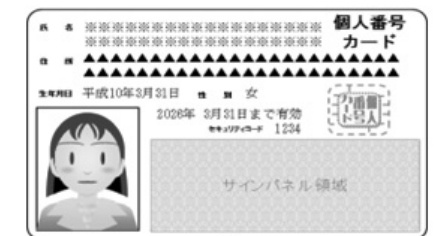
通知カードが送付された以降、引越など住所変更手続きの際には、通知カードを忘れずにお持ちください。

## 希望者には個人番号カードを交付

さらに、通知カードに同封の申請書に顔写真を貼り付け、郵送すると、平成28年1月から個人番号カードを無料で交付します。

個人番号カードは身分証明書としても利用できます。e-Tax等の電子申請等が行える電子証明書が標準搭載され、マイナンバー、氏名、住所、生年月日、性別、顔写真などを記録。ただし、所得情報などのプライバシー性の高い個人情報は記録されません。なお、住民基本台帳カードは有効期限まで利用可能ですが、個人番号カード発行時に回収となります。

※個人番号カードイメージ



表面



裏面

希望者が申請して取得できる「個人番号カード」（イメージですので、実物とは記載内容等が異なることがあります。）

## マイナンバーに関する疑問・質問はコールセンターへ

【日本語窓口】  
0570-20-0178（全国共通ナビダイヤル）  
【外国語窓口 in English, Chinese, Korean, Spanish, Portuguese】  
0570-20-0291（全国共通ナビダイヤル）

受付時間：平日9時30分～17時30分  
（土・日曜、祝日・年末年始を除く）

## 善言語録



### 3つのバランス

立場上、いろいろな団体から要望やご意見を受ける。事の大小・軽重はあれど、その都度判断を求められることになるが、私なりに心掛けている規範が3つある。

1つは、綾部市全体にとって利益になるかどうか。即ち、特定の人や団体を利す

るためだけの施策（部分益）でなく全体益として最適か、

という尺度。次に現実的な妥当性。提示された意見が

究極の理想像であっても、

現実を直視した場合、一足

飛びにその理想を前提にし

た施策を市政に反映するこ

とが適切か否か、という規

準である。そして3つ目は、

現代が利益を享受できる施策であっても、結果的に次の世代にツケ（負担）を押し付けることになりはしないか。市長就任以来、この3つの規範を念頭に置き、その都度バランスに配慮しながら様々な施策を進めてきたが、一方でこうしたバランスを意識すればするほど、自ずと施策としての尖がった部分は丸くなるものだ。勢い華々しさも抑えられてしまいがちになったとの想いもある。

しかしながら、本来的に「まちづくり」において「持続性」は求められるとしても、一過性のパフォーマンスは不要と考える。ましてや「政争の具」とするのは厳に慎まねばならない。「地方創生」の掛け声の下で即時的な成果が求められ、またメディアが地域間競争を徒に煽る風潮を意識しながらも、こんな時代だからこそ奇を衒うことなく、3つのバランスを大切にしたい。正攻法に拘りたい。

山崎善也（綾部市長）



## シデ山の魅力を探して

今年2月「水源の里」の指定を受けた睦寄町の鳥垣地区は6月21日、「鳥垣渓谷～シデ山への登山会」を開催。市内外から23人が参加しました。心配された天候も登山開始時には回復。美しい渓谷沿いの登山道を登り、大小いくつもの滝や上林のすばらしい眺望を楽しむなど、シデ山の魅力を体感しました。

## 初泳ぎに大喜び

6月中旬から、市内各小学校でプール開きが行われました。志賀小学校では天候の関係などで順延が続き、6月30日に初泳ぎ。児童は心待ちにしたプール授業に歓声を上げながら、泳ぎの練習に一生懸命取り組みました。



## 綾部のタマネギおいしいよ！



学校給食を実施する市内小・中学校（綾部、八田中学校を除く）で6月18日、「あやべ丸ごといただきます あじわいランチの日」を実施。農業や食に関心を持つきっかけづくりとして、市内産のタマネギ約160kgを給食に使用しました。メニューは、素材の甘みを生かした「スタミナオニオン丼」。児童らは口いっぱいにはお張り、綾部の恵みを味わいました。

## 府内の「ええもん」勢ぞろい



綾部商工会議所は6月27日、青野町のあやペグンゼスクエアで、京もの祭ええもん市「ふるさと特産市inあやべ」を開催。府内の特産品や地域こだわりの加工品などの販売と大抽選会を行いました。会場には所狭しとブースが並び、ご当地バーガーとして人気のあるあやべ温泉の販売コーナーでは、長蛇の列ができました。

# 暑い夏を快適に 市内3施設で クールスポット

市は、夏季の電力需給見通しを踏まえ、平成22年夏比で13%以上の節電を目指します。エアコン28度設定やこまめな消灯など、日常生活の実施可能な範囲でご協力ください。

また、市内3か所の公共施設を「クールスポット」として開設。自宅のエアコンを切って、各施設へ出掛けることで、消費電力の削減につながります。

クールスポット活用で楽しく

市は今年も、図書館と清山市民プールをクールスポットに指定。期間中プールと清

山荘は入場無料になり、図書館ではさまざまなイベントが催されます。楽しみながら快適に過ごしましょう。

### 【市民プール】で 泳ぎの練習



- 7月20日(月・祝) ~ 8月31日(月)
- 10:00~18:00
- 期間中は無休
- 利用料無料！（専用使用を除く）
- 電話40-1788（水夢）

### 【清山荘】で レクリエーション

- 7月1日(水) ~ 9月30日(水)
- 9:00~16:00
- 休み：日曜日と祝日（敬老の日を除く）
- 入館料無料！
- 電話42-4601



### 【図書館】で本に親しむ



- 7月18日(土) ~ 8月27日(木)
- 9:30~18:00
- 休み：毎週月曜日、毎月最終火曜日。
- 金・土・日曜日の計13回、お話会や手作り教室などを開催！また、期間限定の特別かしだし券を発行します。読書手帳もプレゼント！
- 電話42-6980

## 手口知って対策を

平成26年度に市消費生活センターへ寄せられた悪質商法に関する相談は144件で、年々増加傾向に。隣近所で声を掛け合うとともに、困ったときはすぐに相談しましょう。

だまされなさいで！悪質商法



居たい人がいる。パンフレットがないと申し込めないのだから権利を譲ってほしい」と頼まれ、承諾した。後日電話があり、「名義貸しは違法行為で罪になる」と脅され、宅配便で現金を送るよう指示された。

## 消費者出前講座を行います

地域の公民館などで、悪質商法の手口や対策などについて説明します。参加者10人以上で申し込み受け付け。時間は30~60分程度で、希望により調整します。



講座の問い合わせ・相談窓口  
綾部市消費生活センター  
(市役所商工労政課内) ☎(42)4263

## 電気通信サービス契約

大手電話会社の代理店から「光回線にすれば通話料が安くなる。今なら工事費無料」などと電話があり契約したところ、月々の支払いが高くなるのが後々分かった。解約を申し出ると高額な解約料を請求された。

## 老人ホーム入居権

突然老人ホームのパンフレットが届き、「老人ホームに入